

マル得ニュース KOBAYASHI

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉 4 丁目 30 番 8 号 小林会計事務所

平成 26 年分所得税確定申告のポイント について

平成 26 年分の所得税確定申告のポイントと平成 26 年分所得税の主な改正事項について整理しました。

1. 住宅税制の改正

(1) 住宅借入金等特別控除

住宅借入金等特別控除について、適用期限が平成 29 年 12 月 31 日まで 4 年延長されるとともに、住宅借入金等の年末残高の限度額等が、次の通りとされました。

また、居住者が平成 26 年 4 月 1 日以後に一定の要耐震改修住宅の取得をする場合について、一定の要件を満たす場合には、特別控除の適用を受けることができることとされました。

居住年		年末残高の 限度額	控除率	控除 期間	各年の 控除限度額	最大控除 限度額
H26 年 1 月 1 日～ H29 年 12 月 31 日	特定取得に 該当	4,000 万円 (5,000 万円)	1.0%	10 年間	40 万円 (50 万円)	400 万円 (500 万円)
	特定取得に 該当しない	2,000 万円 (3,000 万円)			20 万円 (30 万円)	200 万円 (300 万円)

※特定取得とは住宅の取得等に係る消費税額等が、新消費税率による場合の住宅の取得等をいいます。

※カッコ内の金額は、認定住宅の場合の住宅借入金等の年末残高の限度額等です。

(2) その他の住宅税制改正

項 目	適 用 等	最大控除限度額
特定増改築等住宅借入金特別控除	居住年 H26 年 1 月～H29 年 12 月	特定取得の場合 62.5 万円
住宅耐震改修特別控除	改修完了年 H26 年 1 月～H29 年 12 月	新消費税率の場合 25 万円
住宅特定改修特別税額控除	高齢者等居住改修工事等をした場合	20 万円
	一般断熱改修工事等をした場合	25 万円(太陽光発電設備の設置 工事を行う場合 35 万円)

2. 事業所得等関係の改正

項 目	内 容
事業所得等を有する者の 帳簿書類の備付け等	個人の白色申告者の記帳義務・記録保存義務が他と同様に課されることと されました。
雇用者の数が増加した場合の 所得税額の特別控除	税額控除の適用を受けることができる金額を基準雇用者数 1 人当たり 40 万 円(改正前：20 万円)に引き上げられました。
雇用者給与等支給額が増加した 場合の所得税額の特別控除	一定の要件を満たすときは、雇用者給与等支給増加額の 100 分の 10 相当額 の特別税額控除ができることとされました。
国内の設備投資額が増加した場合の機 械等の特別償却又は所得税額の特別控 除	一定の要件を満たす場合に、その取得価額の 100 分の 30 相当額の特別償却 とその取得価額の 100 分の 3 相当額の特別控除(その年分の事業所得の金額 に係る所得税額の 100 分の 20 相当額を限度)との選択適用をできることと されました。

小林流月次決算で業績5%アップ！ TEL 028-660-8411 FAX 028-660-8455

URL <http://www.kobayashi-kaikai.jp> ご連絡ください (担当: 増淵)